

「第4期秋田市障がい福祉計画（原案）」 に対するご意見と取扱い

ご意見	取扱い
<p>【相談支援事業について】</p> <p>聴覚障害者や聴覚障害者福祉等について専門的な知識・理解があり、意思疎通支援者を介しなくとも相談できる相談員の設置を希望します。</p> <p>聴覚障害者の身体障害者相談員は2名いますが、本業を別に持っており、ニーズに合っておりません。</p>	<p>障がい福祉計画へのご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>ご要望のありました、身体障害者相談員の設置については、本市では、自ら障がいを有する当事者として、福祉増進に熱意を有し、地域の実情に精通している方にボランティアとして、その業務を委嘱しているところであります。</p> <p>また、本市の相談支援事業として、個々の障がい特性に応じた相談に対応するため、現在、3つの指定相談支援事業所にその業務を委託し、ご本人やそのご家族等が抱えている困りごとの相談に応じ、関係機関と連携を図り、課題解決に向け対応しているところです。</p> <p>今後も引き続き相談体制の充実に努めてまいります。</p>
<p>【意志疎通支援事業について】</p> <p>本事業は、秋田市民である聴覚障害者が人間らしく自由に生きるために必要な社会的権利を保障するための事業であると考えます。</p> <p>また、聴覚障害者のみに必要な事業ではなく、聴覚障害者と障害のない人との意思疎通を円滑にするための事業であると思えます。</p> <p>例えば、聴覚障害者が病院を受診した場合、患者である聴覚障害者にとっては、自分の症状を医師に正確に伝えるために必要ですし、聴者である医師にとっては、患者の主訴を正しく理解し、診断や治療について十分な説明と適切な治療を行うために必</p>	<p>障がい福祉計画へのご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>ご要望のありました、市民への事業の周知についてであります。障がいのある方が利用できる障害福祉サービス等を記載した「障がい者のためのくらしのしおり」やホームページおよび広報などを活用し、事業の周知に今後も努めてまいります。</p> <p>また、意志疎通を円滑に行うためには、情報保障の質の向上を図ることは重要であります。そういった観点からも、本市では、まずは専門性を兼ね備えた人材の育成および確保に努めることが重要であると考えており、養成講座や研修会を行うとともに県</p>

<p>要であり、医療機関にとって不可欠な事業です。</p> <p>しかし、聴覚障害者自身が依頼をし手話通訳者や要約筆記者を同行しないと十分に情報保障が得られない状況であり、医療機関等聴者側からの依頼は大変に少ないのが現状です。医療機関に限らず、事業そのものを知らない、手話通訳や要約筆記を利用したいと思っても依頼先がわからないという声を聞きます。</p> <p>秋田市民である聴覚障害者が安心して社会生活を営むために、医療機関や学校、企業、地域社会（町内会）などからの依頼が円滑に進むよう広報活動を強化していただき、市民へのさらなる周知を図っていただくよう要望します。</p> <p>また、事業をより良いものとしていくために、利用者からの意見等を反映できるような機会や仕組みをつくることも必要と考えます。</p>	<p>や関係機関と連携を図りながら、手話通訳者、要約筆記者の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、いただいた利用者からの意見等を反映できるような機会や仕組みのご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業について】</p> <p>手話通訳、要約筆記者について、現状では利用者からの評価を反映するシステムがありません。情報保障の質の向上および相互理解協力のために、利用者が的確な情報保障を得られたか、不安や不満があったかなどの評価用紙の作成およびコーディネーターが通訳者からの報告書と利用者の評価を元に相互理解が進めるためのシステムを作っていたいただきたいです。</p>	<p>障がい福祉計画へのご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>手話通訳、要約筆記者が的確な情報提供を行うことは、利用者支援の核として必要なことと考えております。</p> <p>そのため、本市では、派遣登録されている意思疎通支援者を対象に研修会を開催し、事例検討や実技研修などにより情報保障の質の向上に努めているところであります。</p> <p>利用者からの評価を反映するシステムについては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>【点字・声の広報等発行事業について】</p> <p>視覚障がい者のために点字・声の広報等が必要であるのと同様に、聴覚障がい者に</p>	<p>障がい福祉計画へのご意見をいただき、ありがとうございました。</p>

<p>は、市のテレビ広報番組や施設で使用されている映像に情報保障が必要です。聴覚障がい者の中で手話がわかる割合は約2割程度と言われております。残りの大多数は文字情報が必要です。テレビ広報番組に字幕がなければ、市長の発言内容も聴覚障がい者に届きません。聴覚障がい児・者も市民として市長の発言内容を知りたいのです。障害者差別解消法も施行されます。</p> <p>テレビ広報番組や公共施設で使用される映像に字幕を入れていただき、情報のバリアフリー化をお願いします。</p>	<p>ご要望のありました、市のテレビ広報番組での字幕表示や手話通訳の配置については、聴覚障がいのある方への情報保障の観点から、重要性は認識しております。</p> <p>現在も広報番組では、手話通訳の配置および字幕表示により放送内容の要点等はお伝えしているところであり、また公共施設で使用される映像についても、一部の施設において字幕表示を行っているところではありますが、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（差別解消法）も施行されることから、必要かつ合理的な配慮として、その方策について検討し、分かりやすい情報の発信に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>【手話通訳者設置事業について】</p> <p>① 第4期計画期間の見込みで27年度の実施設置数は4人となっているが、もし増やすのであれば男性の手話通訳者を設置してほしい。</p> <p>その身分保障も正職員での設置が望ましい。</p>	<p>障がい福祉計画へのご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>ご指摘のとおり、手話通訳者の派遣件数は年々増加傾向となっており、聴覚障がいのある方々の社会参加の機会が増えていることを伺い知ることが出来ると考えております。</p>
<p>② 秋田市の専任手話通訳者の身分保障は正規職員ではない。いまだに不十分な身分保障のまま勤務しているのが現状です。</p> <p>いつでもどこでも安心して手話通訳依頼できるように4人目は男子の正規職員配置してほしい。</p> <p>これから手話通訳者をめざす人のためにも、専任手話通訳者が正規職員登用に進展することを願ってやみません。</p>	<p>そういった中、手話通訳者については、利用者からの多様なニーズに対して、可能な範囲で関係機関と連携を図りながら、対応しているところであります。</p> <p>設置の手話通訳者が不在の際には、来庁者の方と当課職員が簡単な手話や筆談等により対応しております。</p> <p>また、手話通訳者の募集については、男女雇用機会均等の観点から性別等に関係なく、広く募集を行ってまいります。</p>
<p>秋田市の手話通訳者の派遣件数は年々増加傾向にあり、聴覚障害者の社会参加が促進されていることがわかります。それに伴</p>	<p>なお、27年度の増員にあたっては、これまで同様、嘱託職員での配置を予定してお</p>

い、手話通訳者の業務が多忙になってきていることも想像に難くありません。

障がい福祉課に設置されている手話通訳者は、来庁者への手話通訳及び相談・助言、専門機関への連絡・連携、登録手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する事務など多岐にわたる業務を担当しており、過重業務になっているのではないかと考えられます。

また、聴覚障害者からは、障がい福祉課へ行っても手話通訳者が不在（通訳業務のため外出中）の場合が時々あり困るといった声も聞いています。

聴覚障害者団体からは以前より増員の要望を出しているとも聞いています。

そのような中、平成27年度から手話通訳者を1名増員し4人設置が計画されていることは、聴覚障害者福祉増進の期待とともに、ニーズに応じていただけることをうれしく思います。

しかし、現在、設置している手話通訳者は3名とも女性です。登録通訳者も全員女性です。男性の聴覚障害者からは同性の手話通訳者が欲しいとの要望も出ています。

聴覚障害者福祉の向上には、男性も含めた手話通訳者の設置と増員、通訳者が自立した生活ができる身分保障が必要と考えます。

ります。